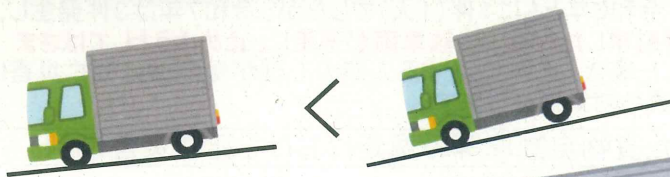
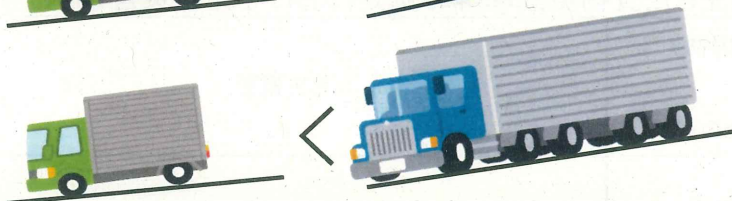


貨物自動車等の逸走による労働災害を防止するために

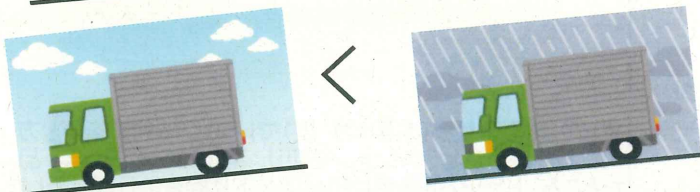
1 配送や荷の取扱いのため貨物自動車等を駐車するときは可能な限り平坦な場所で行うこと。特に雨や雪の日、地面がグレーチングや敷鉄板の上等すべりやすい場所の駐車は避けること。



同じ車両であれば、傾斜が大きい方が、逸走しやすくなります



同じ傾斜であれば、重量が大きい方が、逸走しやすくなります

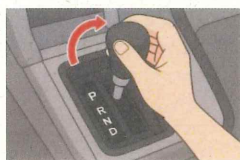


晴れの日と雨の日では、雨の日が逸走しやすくなります

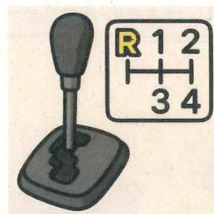
2 やむを得ず傾斜地で荷の取扱い等を行う場合には、サイドブレーキ（パーキングブレーキ）を確実にかけ、フットブレーキを外しても自動車等が動き出さないことを確認してから輪留め等を行った上で作業を行うこと。また、壁や側溝がある場合にはその方向にハンドルを切っておくこと。



サイドブレーキは最大に！



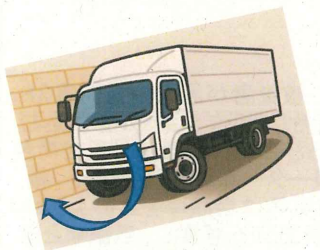
AT車はPレンジに、MT車は1（運転席が上向きの時）又はRレンジ（運転席が下向きの時）に確実に入れる！



輪留めは両側に！



荷積み等の際に車輪が浮き上がる危険性があるので過信は禁物！



あらかじめ壁又は側溝がある側にハンドルを切っておけば、万一逸走しても、被害は最小限で済みます（壁に当たったり、側溝にはまって止まる可能性が高い）

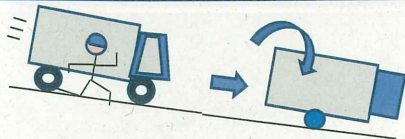


逸走防止をたしかめたん！

3 上記について労働者に安全教育を行い、傾斜地での駐車の高危険性の認識を図ること。

貨物自動車等の逸走（いっそう）による死亡事故を一掃（いっそう）しましょう！

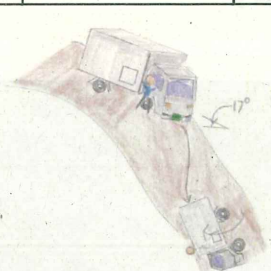
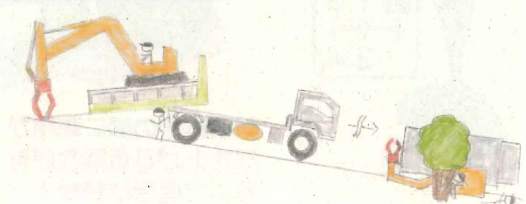
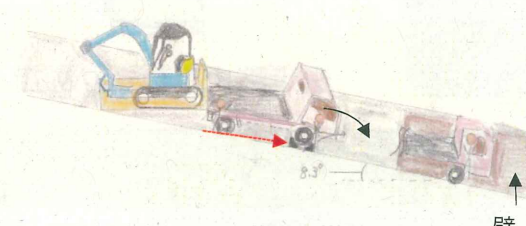
貨物自動車等の逸走による死亡災害を防止しましょう！



神奈川県労働局 安全課

貨物自動車等の逸走による死亡災害は令和5年、令和6年ともに1件(1人)でしたが、令和7年は3件発生し、4人が亡くなっています。いずれも**傾斜地にトラックを駐車したために当該車両が逸走し、止めようとしてはさまれ、またはひかれて死亡した**ものです。車が逸走した場合、止めようとする人間の心理が働くため、死亡災害につながる可能性が高いため、逸走を未然に防ぐための対策が必要です。

令和7年神奈川県労働局管内で発生した貨物自動車等の逸走における死亡災害事例

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
1	5月 16時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 100人～299人 30歳～34歳	トラック 交通事故(道路)	 集配のため下り坂(勾配約17度)でトラックの前方を下り方向にして停車させ、エンジンを切り、輪止めを設置しようとしたところ、トラックが逸走し20mほど下り坂を走行し横転した際に、トラックを追いかけていた被災者が横転したトラックの側面と地面にはさまれたもの。
2・3	5月 16時頃	土木工事業 1人～9人 70歳以上 (2名死亡)	トラック 墜落・転落 はさまれ・巻き込まれ	 ゴルフ場内の枯れ木の伐採を行った後、使用した解体用つかみ機をトラックに積載する作業時、トラックの輪止めをしておらず、かつ傾斜地だったためトラックが逸走し、脱輪、横転した。トラックが逸走した時、トラックを止めるため運転席に乗り込もうとした作業員が横転したトラックと地面にはさまれ、解体用つかみ機に乗っていたオペレーターはその場にあった立木に挟まれ両名とも死亡した。
4	7月 13時頃	建築工事業 30人～49人 45歳～49歳	トラック 交通事故(道路)	 傾斜地(勾配約8度)において、被災者が最大積載荷重3トンのセーフティローダー車の荷台にドラグショベルを積込む作業中、荷台を定位置に戻そうと被災者が後輪付近で荷台のスイッチ操作をしたところ、ローダー車の前輪が浮き、輪留めを乗り越えて逸走した。被災者は当該車を止めようとハンドルに手をかけたところ、右折方向へ移動し、当該車と壁に挟まれ、その衝撃で振り落とされ、後輪に轢かれ死亡したものの。